

1 2. 認定基準に適合していることの説明

| 要件 | 項目 | 説明 |
|---|---|---|
| 第1号基準 [基本方針に適合するものであること] | ①中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項 | 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 |
| | ②基本計画の認定の手続 | 「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 |
| | ③中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項 | 「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 |
| | ④4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 | 「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 |
| | ⑤中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項 | 「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 |
| | ⑥その他中心市街地の活性化に関する重要な事項 | 「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載 |
| 第2号基準 [当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること] | ①中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等に関する事項が記載されていること。 | 「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 |
| | ②①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。 | 「3. 中心市街地の活性化の目標」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 |
| 第3号基準 [当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること] | ①事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。 | 「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の事業ごとに掲載した「実施主体」に記載 |
| | ②事業等の実施スケジュールが明確であること。 | 「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の事業ごとに掲載した「実施時期」に記載 |